



徳島県の大雨警報（土砂災害）・注意報、洪水注意報 発表基準の変更及び内陸町の高潮警報の運用開始について

徳島県の大雨警報（土砂災害）・注意報及び洪水注意報の発表基準の見直しを行いました。また、高潮による浸水が想定される地域に含まれる内陸町に対しても高潮警報の運用を開始します。

この発表基準変更や運用開始は令和 4 年 5 月 26 日 13 時から実施します。

徳島県と徳島地方気象台が共同で、徳島県土砂災害警戒情報の発表基準を変更することに伴い、徳島地方気象台では、土砂災害警戒情報に先立って発表する大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準も、下記のとおり変更することとしました。

また、洪水注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害も取り込んで基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「キキクル（大雨警報（土砂災害）、洪水警報の危険度分布）」の判定の改善を図ります。

これに併せて、徳島県の高潮による浸水が想定される地域に含まれるこれまで高潮警報を運用していなかった内陸町に対しても、高潮警報の運用を開始します。

記

- 1 変更日時
令和 4 年 5 月 26 日（木）13 時
- 2 基準を変更する市町村
(1) 大雨警報（土砂災害）・注意報
徳島県内全市町村
(大雨警報（土砂災害）：松茂町、北島町、藍住町は除く)

(2) 洪水注意報
美波町
- 3 発表基準
5 月 26 日 13 時以降、以下の URL（気象庁ホームページ）に掲載します。
警報・注意報発表基準一覧表（徳島県）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>
- 4 高潮警報の運用を開始する内陸の町
藍住町

※内陸の町を含む徳島県の高潮浸水想定区域に含まれる市町には3項の警報・注意報発表基準一覧表の高潮警報の基準において「*徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。」と記載します。

【参考】

徳島県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=offices&area_code=360000

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:9/lat:33.829357/lon:134.109009/>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:9/lat:33.828216/lon:134.110107/colordepth:normal>

高潮警報の内陸市町村での運用追加

https://www.jma.go.jp/jma/press/2205/18a/01_jyouhoukaizen.pdf

問合せ先：徳島地方気象台 担当 林・佐田・奥村

電話：088-626-0676